## 大阪市立弘済院公募型見積合わせ実施要綱

制 定 平成 18 年 3 月 31 日 最近改正 令 和 3 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第1条 弘済院の発注する不動産以外の物件の買入契約、不動産以外の物件の借入契約 並びに印刷・製本、修繕の請負契約において、大阪市契約規則(制定:昭和39年4 月1日規則第18号)に定めるもののほか、公募型見積合わせの実施について必要事 項を定めるものとする。

## (対象契約)

第2条 公募型見積合わせを行う契約は、すべての物品買入・借入契約、印刷・製本、修繕の請負契約において、予定価格の額が10万円を超え、40万円を超えない当局専決契約案件とする。(予定価格の額が10万円未満の場合であっても適用することができる。)ただし、単価契約は、予定価格(単価)の額に予定数量を乗じた額が上記の金額に該当する契約とする。なお、契約管財局長が締結する単価契約、特名随意契約、緊急の必要性を有する契約等については、対象外とする。

#### (発注する契約の公告)

第3条 公募型見積合わせ(以下「見積合わせ」という。)を実施するときは、弘済院ホームページ及び弘済院管理課事務所等の窓口での掲示により仕様書及び「公募型見積合わせの執行について」等見積合わせに必要な事項を公告するものとする。

#### (参加資格)

- 第4条 見積合わせに参加しようとする者は、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。
  - (1)見積書の提出期限までに当該年度の本市の入札参加有資格者名簿に登録され、該 当契約種目が承認種目となっている者。
  - (2) 見積書の提出日から見積合わせを行う日までの間のいずれの日においても大阪市 競争入札参加停止措置要綱(平成7年4月1日制定)の規定による停止措置を受け ていない者であること。
  - (3)大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者であること。
  - (4) 当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合においては、見積書の提出期限までに当該契約の履行について法令の規定当該許可、認可などを受けている者であること。
  - (5) 当該契約の履行において必要とされる技術者等の配置を行うことができる者であること。

- (6)契約内容の性質上特殊な技術又は機械器具等を必要とする場合において、当該特殊な技術又は機械器具等を保有している者であること。
- (7)履行実績・工程表・材質検査等の要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること。
- (8) 参加企業規模や地域要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること。
- (9) その他、別途、特に必要と認めた要件を設定した場合その要件を満たす者であること。

## (仕様書等に関する質問及び回答)

- 第5条 見積参加者は、仕様書及び公募型見積合わせ手続き等に質問があり回答を求める場合は、見積書提出期限の2日前(休庁日は除く)までに口頭又は書面で質問を行うものとする。
- (1) 仕様書の内容に関する質問は発注担当に行うものとする。
- (2) 見積合わせの手続き等に関する質問は弘済院管理課に行うものとする。
- 2 質問に関する回答は、当該質問者に直接口頭又は書面において回答するものとする。

## (参加の申込み等)

- 第6条 見積合わせの参加の申込みは、公表された仕様書内容等に基づき、指示された 見積書記入方法に従い見積書を作成し、当該見積書を指定の日時又は期間に、弘済院 管理課窓口の公募型見積合わせ提出箱に投函することをもって代えるものとする。た だし、公告時に指定された場合には、予め、指定先に見積り合わせ参加資格審査資料 等必要な書類を提出しなければならない。
  - (1) 物件の買入・物件の借入契約の見積書は、福祉局様式の「物品供給見積書(公募型見積合わせ用)」を用いることとする。
  - (2) 印刷及び製本の請負契約の見積書は、福祉局様式の「事業請負見積書(公募型見積合わせ用)」を用いることとする。
  - (3) 前各号に関わらず、別に見積書を指定する場合は、指定する見積書を用いることとする。

# (参加資格の確認)

第7条 見積合わせにより契約の相手方を決定するときは、第4条で定める参加資格を 満たす者であることを確認するものとする。

# (見積りの無効)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。
  - (1) 見積りに参加する資格がない者が行った見積り。
  - (2) 所定の日時までに所定の場所に提出されない見積り。
  - (3) 見積書に見積金額、件名等指示された見積書記入方法の記入内容を記載せず、又

はその記載が不明瞭な見積り。

- (4) 見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積り。
- (5) 見積書に記名・押印のない見積り。
- (6) 同等品とは認められない見積り。
- (7) 一案件に対し2通以上の見積りをした見積り。
- (8) 見積りに関し妨害又は不正の行為を行ったと認められる者の見積り。
- (9) 指定した見積書以外で見積りした見積り。
- (10) 見積書提出後決定までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積りとみなし、無効とする。
- (11) 前各号のほか、仕様書等の公告時において指定した見積条件に違反した見積り。

## (契約の相手方の決定)

- 第9条 弘済院は、参加資格を確認した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方とするものとする。
- 2 最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉の うえ、契約の相手方を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、最低価格見積者が2者以上いる場合は、当該最低価格見積者 による再度の見積徴収を行い、価格の交渉の相手方又は契約の相手方を決定するもの とする。

## (くじによる相手方の決定)

第 10 条 前条第 1 項において、同価の見積りをしたものが、 2 者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、 当該見積者のうちくじを引かない者があるとき、弘済院は、その者に代わり当該案件 の発注に関係のない本市職員をしてくじを引かせるものとする。

## (契約相手方の決定通知)

第11条 契約の相手方が決定したときは、すみやかにその旨を通知する。

## (公募型見積合わせの不成立)

第12条 第9条第2項又は第3項により価格交渉を行い、交渉が成立しないときは、 当該見積合わせは成立しない。

## (早急に随意契約を行う必要がある場合等の措置)

- 第 13 条 次に掲げる場合においては、公募型見積合わせ以外の随意契約によって契約 の相手方を決定することができる。
  - (1) 公募型見積合わせの結果、不成立となり、再度公募することが時間的に困難な場

合。

(2) 前号のほか特段の事情がある場合。

## (公募型見積合わせの取下げ)

第14条 弘済院は、契約の相手方を決定するまでは、公募型見積合わせを取り下げることができる。

## (契約の締結)

第15条 契約の相手方は、見積書の契約金額欄に契約金額を記入し、弘済院へ提出することにより契約の締結とする。

# (公募型見積合わせ及び契約結果の公表)

- 第 16 条 見積合わせにより契約の相手方を決定し、契約したときは、第 2 項及び第 3 項に定める事項を公表するものとする。
- 2 弘済院ホームページにおける掲示事項
- (1) 案件名称
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額(税込)
- (4) 契約日
- 3 弘済院管理課窓口における閲覧事項
- (1) 案件名称
- (2)納入又は履行場所
- (3) 予定価格(税抜)
- (4) 見積合わせ日時
- (5) 見積者及び見積金額(税抜)
- (6) 契約の相手方
- (7) 決定金額(税抜)
- (8) 契約日
- (9) 契約金額(税込)

## (帳票の様式)

第17条 この要綱に規定する「物品供給見積書(公募型見積合わせ用)」は様式1、「物品供給見積書(軽減税率対象物品用)(公募型見積合わせ用)」は様式2のとおりとし、「事業請負見積書(公募型見積合わせ用)」は様式3のとおりとする。

附則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

					物	品	供	糸	合 身	記	積	書					
大	阪	市 契約	]担当者		商	号 又	業所所在 は 名 :表者氏	地称	様				令和	4	丰	月	印
	下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。 なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行しま 見積金額												す。				
				<b>契約</b> 課税 うち	金額	かかる	消費税	           	百万 百万 一	貨費税	の額	Ŧ		円 円			
-	その	契約金額は )端数を切 なお、契約	り捨てた	_額)	です。				び契約							るとき	は、
物	品	名称															
納	入	期限	令和	年	月	日·契	約後	日	納フ	、場	所						
明細書			品		名			形 状・寸 法・摘 要								数	量
		L積条項)			のとおり								年度			会計	
	1 地	書のとま 契約方法 随意契約 地方自治法 5 167 条の	施行令			-	契約保証   契約金 (金   履行假   免除	<b>逾額</b> €	か5/100	) 以上 円	])	支出科	項目				
用迫	<u>&gt;</u>												節				
摘要	1417												細節				
決		局長	部長		課長	課	長代理	係出	麦	係員			令和 ——		•	•	
裁												· 決裁 	令和 ——— 第		•	号	•

#### 見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

#### 契約条項

(検査の時期)

- 1 大阪市(以下「発注者」という。)は、供給人(以下「受注者」という。)から給付の完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行う。 (契約代金の支払い時期)
- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払う。

(受注者の履行遅延の場合における損害金)

3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)第 56 条 の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。 (契約保証金の帰属等)

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
- (1)大阪市契約規則第38条の規定による。
- (2)大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

#### 暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について
- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は 暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等 との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害される おそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとす る。
- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。 ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

決

裁

#### 様式 2 提出期限 午後 物品供給見積書(軽減税率対象物品用) 令和 年 月 日 樣 大阪市 契約担当者 住所又は事業所所在地 商号又は名称 盯 氏名又は代表者氏名 下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。 なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。 見積金額 円 契約金額 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円 免税事業者 契約金額は、見積金額に当該金額の100分の8を上積みした額(当該金額に1円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てた額)です。 なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。 記 物品名称 納入期限 日 納入場所 令和 月 日·契約後 年 品 名 形 状・寸 法・摘 要 数 量 明 細 書 (見積条項) 裏面のとおり 会計 本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 2 契約保証金 随意契約 型 契約金額の 5 /100 以上 支 (金 円) 頂 地方自治法施行令 履行保証保険 出 第167条の2第1項第 号 免除 首 科 用途 節 B 細節 摘要 起案 令和 部長 課長 課長代理 係長 係員 局長

決裁 令和

第

号

#### 見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

#### 契約条項

(検査の時期)

- 1 大阪市(以下「発注者」という。)は、供給人(以下「受注者」という。)から給付の完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行う。 (契約代金の支払い時期)
- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払う。

(受注者の履行遅延の場合における損害金)

3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

(契約保証金の帰属等)

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
  - (1)大阪市契約規則第38条の規定による。
  - (2)大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

#### 暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について
- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は 暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等 との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害される おそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

様式3

月

年

令和

収入印紙 契約の相手方 となった者は 貼付を要する

#### 事業 負 見 積 書 請

大阪市 契約担当者 樣 住所又は事業所所在地

商号又は名称 氏名又は代表者氏名

印

日

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

							- 45	<b>−</b> // <b>∠</b>	ارم		
見積金額		百万						†			
契約金額			百	万		=	<del>F</del>		円		
<ul><li>□ 課税事業者</li><li>うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額</li><li>□ 免税事業者</li></ul>											
見積金額に当該金額の り捨てた額)です。	) 100 分の	10を	上積み	トした額	額(当	該金額	頁に 1 F	円未満の	の端数		

があるときは、 契約金額は、

,	その端数を切り捨てた額)です。 なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。																	
	記 																	
事	業	名称																
履	行	期	限	令和	年	月	日・	契約後	日	履彳	亍 場	所						
履	行	方	法	別紙	仕様	書・	図面(	のとお	おり そ の 他									
		名 称								形 状・寸 法・摘 要								量
明																		
細																		
書																		
(見積条項) 裏面のとおり   本書のとおり契約を締結する。 <sup>年度</sup>											会	† .						
		-		リ契約	を締結	はする	-	主刀を与え	ᄆᄠᄼ									
	ı	1 契約方法 2 契約f							約金額	の 5 /10	支	款						
								( <u>3</u> 一 履	金 円)						<del> </del>			
		第 167 条の 2 第 1 項第 号 🔲 免除											目					
用道	金												科	節				
													- 目	Eli				
摘要	更													細節				
													±3 🕏	 	<u> </u>			
241		局長	Ę	部長		課長		課長代理	里	長	係員	Į	- 起第	マ 令和	<u> </u>	•	•	
決					-								決表	哉 令和		•	•	
裁													第	Ī		号		
				-					J		1		I					

#### 見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

#### 契約条項

(検査の時期)

1 大阪市(以下「発注者」という。) は、請負人(以下「受注者」という。) から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

(契約代金の支払い時期)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。(受注者の履行遅延の場合における損害金)
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

(契約保証金の帰属等)

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
  - (1)大阪市契約規則第38条の規定による。
  - (2)大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

#### 暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について
- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は 暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等 との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害される おそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとす る。
- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。